

現状

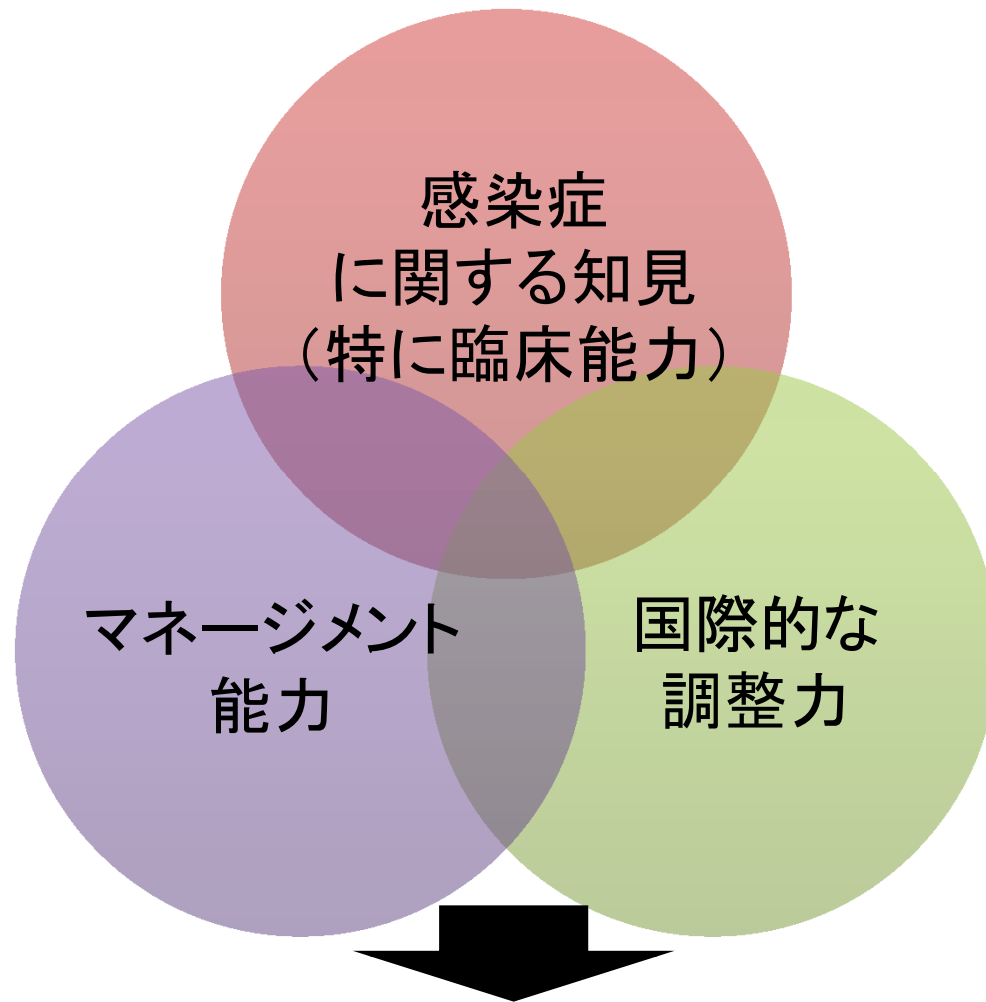
- エボラ出血熱や鳥インフルエンザなどの新興・再興感染症は、日本国内で経験する機会は少なく、発生国への支援でも日本からの専門家派遣は小規模に留まっている
- 感染症発生時に危機管理対応する専門家は、感染症の知識に加え、行政の知識、国際的な調整力などが求められ、我が国においても体系的な養成の枠組みが求められる
- 人材の層を厚くし、海外での感染症対策を進めることは、国内への侵入のリスクを下げるとともに、国内体制の整備にも資する

対応

- 厚生労働省を中心に、
感染症危機管理関係機関(検疫所、国立感染症研究所、国立国際医療研究センター等)が、ネットワークを構築し、感染症危機管理専門家養成プログラムを新たに設置し、人材育成を行う。

プログラムの概要

- 平成27年度中に開設
- 卒後臨床研修を修了し、医師免許取得後5年間の臨床経験又は同等の経験を有する医師を対象
- 標準履修期間は2年間(個々の資質・経験を加味し、柔軟に対応)
- 当面、毎年度5名程度の育成を目指す。
- 修了者は、原則として厚生労働省において登録を行い、感染症危機事案発生の際の派遣専門家候補者となる。



国際的に感染症制御のマネジメント
を実施することができる専門能力を身に付ける

感染症危機管理専門家養成プログラムのながれ(イメージ)

臨床研修終了後であって、
内科診療等の一定の能力を有する医師を想定

各年度新規履修者5名を想定

医系技官、検疫医療専門職の募集ルートのほか、
感染症関連学会の協力を得て周知

厚生労働省結核感染症課で申し込みを受付

厚生労働省において審査

- 「厚生労働大臣」名での修了証交付
- 厚生労働省「感染症危機管理専門家」の登録

国際緊急援助隊の感染症医、
検疫医療専門職、厚生労働省行政官、
国立国際医療研究センター、大学等のアカデミア、
国際医療支援専門家、国際機関職員等
様々なキャリアパス

危機発生時！

厚生労働大臣の要請を受け、専門家としての派遣

**標準
24ヶ月**

本人の希望、経験等に応じ、柔軟に対応

(プログラムの例)

国内

4月

国立感染症研究所
(FETP導入コース)

5月

国内関係機関での経験

厚生労働省
(結核感染症課、
検疫所)
(3～6ヶ月
程度)

国立感染症
研究所
(3～6ヶ月
程度)

国立
国際医療
研究センター
国際感染症
センター
(3ヶ月程度)

4月

米国保健省
CDC

WHO
地域事務局

諸外国の
保健省

**国際的な
マネージメント経験**

海外

10月

途上国における
プロジェクト

WHO
カントリー
オフィス

諸外国の
保健省
関連機関

3月